

『平成25年度税制改正大綱発表 事業承継税制緩和へ』

自民・公明両党は1月24日、平成25年度の与党税制改正大綱を決定し公表した。主な項目としては、○消費税率の引き上げに伴う複数税率について、「再来年10月に10%に引き上げる時に導入目指す」○所得税の最高税率を4000万円超対象に45%へ増税○相続税も再来年1月から相続額6億円超を対象に最高税率を55%に増税、基礎控除額を6割に縮小して課税範囲を拡大○贈与税は概ね5%から10%引き下げ。祖父母が孫や自分の子に教育資金を贈与した場合、1人当たり1,500万円まで贈与税が非課税○住宅ローン減税を4年間延長、来年4月から減税額を年間で最大40万円、10年間で最大400万円に拡大○従業員の賃金を一定以上増やした企業は、増えた人件費の10%が法人税から減税。従業員の数を前の年度より10%以上増やした場合、法人税額の減税額が新年度から2倍に引き上げ、1人当たり40万円が減税。また事業承継税制（納税猶予制度）が大幅に緩和される。たとえば○経営承継相続人等の要件のうち親族要件を撤廃○雇用確保要件の緩和○一定の添付書類の提出不要○認定取り消しの際の延納・物納の適用○当該期間中の利子税の免除○経産大臣の事前確認制度の廃止、他計15項目が見直しされている。



『相続税・贈与税の見直し』

相続税については、地価が大幅に下落する中においても、バブル期の地価上昇に対応した基礎控除や税率構造の水準が据え置かれてきた結果、課税割合が低下する等、富の再分配機能が低下している。こうした状況を受けて、課税ベースの拡大と税率構造の見直しを行う。具体的には、平成27年より、相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」を「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等、税率構造の見直しを行う。その際、個人の土地所有者の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地の限度面積を拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地の完全併用を可能とする等の拡充を行う。また、贈与税の最高税率を相続税に合わせる一方で、高齢者の保有する資産を現役世代へより早期に移転させ、その有効活用を通じて「成長と富の創出の好循環」につなげるため、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する等の見直しを行うとともに、**相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に孫を加える拡充を行う。**